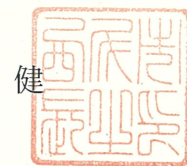


西尾市公告第 284 号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項及び西尾市市税条例（昭和43年西尾市条例第17号）第18条の規定により、次のとおり公告する。

令和8年6月30日

西尾市長 中村



送達すべき書類は、西尾市総務部収納課に保管しており、いつでも送達を受けるべき者の申出により交付する。

送達を受けるべき者		送達すべき書類
連番	氏名（名称）	
1	渡邊 邦和 代表相続人	還付充当通知書
2	布間 寛治	還付充当通知書
3	金子 幹紹	充当通知書
4	中川 信光 代表相続人	還付充当通知書
5	以下余白	
6		
7		
8		

（注）掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。